

甲賀市建設工事請負契約約款第25条第5項の運用の拡充について

甲賀市建設工事請負契約約款第25条第5項の規定(以下「単品スライド条項」という。)の運用については、国土交通省及び滋賀県の運用に準じて「甲賀市建設工事請負契約約款第25条第5項の運用方針」(平成20年7月23日施行。以下「運用方針」という。)を定め、価格高騰の著しい「鋼材類」と「燃料油」の2品目を対象に適用してきたところです。

しかし、上記2品目以外の主要工事材料においても価格の上昇により請負代金額への影響が生じるおそれがあることから、発注者・受注者間の協議に基づき、原材料費の高騰などその価格上昇要因が明確な工事材料について、下記のとおり単品スライド条項の運用を拡充することができることとしました。

記

原油価格の高騰等により特別な要因により、鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料の価格の著しい上昇が認められる場合には、運用方針に基づき鋼材類について単品スライド条項を適用する場合の取扱いに準じて、当該工事材料について単品スライド条項を適用できるものとする。

この場合においては、当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、品目ごとに算定した当該工事材料に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。

附 則

1. この通知は、平成20年10月1日から施行し、適用する。
2. 工期の末日がこの通知の施行日以降で平成20年12月31日以前である工事についての単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期が2月未満であっても、工期満了前であっても、かつ、平成20年10月31日までの場合は、これを行うことができるものとする。